

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案参照条文

●自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）

（防衛出動時における物資の収用等）

第三百三条 （略）

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3 3 11 （略）

12 都道府県は、第二項の規定による業務従事命令により業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

13 3 19 （略）

●自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（災害救助法施行令の準用）

第四百四十条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第七条から第十六条まで（第八条第二項第三号を除く。）の規定は、法第三百三条第十二項の規定による損害の補償について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金及び打切扶助金	療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償	
第八条第一項	療養扶助金	療養補償	
第八条第二項第一号	法第七条の規定により救助に関する業務に	自衛隊法第三百三条第二項の規定による業務従事命	

第九条第一項	従事した者	従事者又は協力者	従事者	令により業務に従事した者
療養扶助金	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
第十条第一項	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
休業扶助金	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
第十条第二項	休業扶助金	休業補償	休業補償	休業補償
第十一条第一項及び第七項	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
障害扶助金	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
第十一条第二項	内閣府令	障害補償	障害補償	障害補償
第十一条第三項及び第六項	障害扶助金	障害省令	障害補償	障害補償
第十一条第五項及び第十三条第一項	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
第十二条及び第十三条第三項	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
第十三条第二項及び第四項	遺族扶助金	遺族補償	遺族補償	遺族補償
第十四条	遺族扶助金	遺族補償	遺族補償	遺族補償
第十四条	従事者又は協力者	従事者	従事者	従事者
第十五条第一項	葬祭扶助金	葬祭補償	葬祭補償	葬祭補償
療養扶助金	療養扶助金	療養補償	療養補償	療養補償
第十五条第二項	打切扶助金	打切補償	打切補償	打切補償
打切扶助金	打切扶助金	打切補償	打切補償	打切補償

(事務の区分)

第六百六十二条 第六百十四條から第六百二十條までの規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務、前条第二項の規定により河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川及び同法第五条第一項に規定する二級河川に關して都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市が処理することとされている事務並びに第三百三十三条（第四百四条において準用する場合を含む。）、第三百三十四条、第三百三十五条（第四百四条において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）、第三百三十九条第二項、第四百零二条において準用する災害救助法施行令第八条第二項第二号及び第四百四十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第

一号法定受託事務とする。

●災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）（抄）

（障害扶助金）

第十一条 従事者又は協力者の負傷又は疾病が治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の身体障害が存するときは、障害扶助金を支給する。

2 障害等級は、その身体障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する身体障害は、内閣府令で定める。

3 障害扶助金の額は、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、支給基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 千三百四十
- 二 第二級 千百九十
- 三 第三級 千五十
- 四 第四級 九百二十
- 五 第五級 七百九十
- 六 第六級 六百七十
- 七 第七級 五百六十
- 八 第八級 四百五十
- 九 第九級 三百五十
- 十 第十級 二百七十
- 十一 第十一級 二百
- 十二 第十二級 百四十
- 十三 第十三級 九十
- 十四 第十四級 五十

4 障害等級に該当する程度の身体障害が二以上ある場合の障害等級は、最も重い身体障害に応ずる障害等級による。

5 次に掲げる場合の障害等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者又は協力者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より一級上位の障害等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる障害等級より三級上位の障害等級

6 前項の規定による障害扶助金の額は、それぞれの身体障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を合算した額を越えてはならない。

7 既に身体障害のある従事者又は協力者が、負傷又は疾病によって、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害扶助金の額から従前の障害に応ずる障害等級による障害扶助金の額を差し引いた額をもって、障害扶助金の額とする。

(遺族扶助金)

第十二条 従事者又は協力者が死亡した場合には、遺族扶助金として、その者の遺族に対して、支給基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族扶助金の受給者の範囲)

第十三条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、従事者又は協力者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者又は協力者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族扶助金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者又は協力者が遺言又は都道府県知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族扶助金を受けるものとする。

4 遺族扶助金を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、遺族扶助金は、その人数によつて等分して支給するものとする。

(葬祭扶助金)

第十四条 従事者又は協力者が死亡した場合には、葬祭扶助金として、葬祭を行う者に対して、支給基礎額の六十倍に相当する金額を支給する。

(打切扶助金)

第十五条 第九条の規定によつて療養扶助金の支給を受ける者が、療養扶助金の支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治らない場合

においては、打切扶助金として、支給基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切扶助金を支給したときは、その後は扶助金を支給しない。

(他の法令による給付又は補償との調整等)

第十六条 扶助金の支給を受けるべき者が他の法令（条例を含む。）による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、扶助金を支給しない。

2 扶助金の支給の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、扶助金の支給を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、扶助金を支給しない。

●災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣府令で定める基準等を定める内閣府令（平成二十五年内閣府令第六十八号）（抄）

(令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害)

第三条 令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。

別表（第三条関係）

障害等級	身体障害
第一級	一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの
第二級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

	五 両上肢を手関節以上で失ったもの 六 両下肢を足関節以上で失ったもの
第三級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼 そしやく 又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失ったもの
第四級	一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼 そしやく 及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失ったもの 四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になったもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一上肢を手関節以上で失ったもの 五 一下肢を足関節以上で失ったもの 六 一上肢の用を全廃したもの 七 一下肢の用を全廃したもの 八 両足の足指の全部を失ったもの
第六級	一 両眼の視力が〇・一以下になったもの 二 咀嚼 そしやく 又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に

	なつたもの 五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたものの 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの 二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三 一耳の聴力を全く失ひ、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたものの 四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの 七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの 八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 十 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 十一 両足の足指の全部の用を廃したもの 十二 外貌に著しい醜状を残すもの 十三 両側の睪丸を失つたもの
第七級	
第八級	一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 脊柱に運動障害を残すもの 三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの 四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの 五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの

	八 一上肢に偽関節を残すもの 九 一下肢に偽関節を残すもの 十 一足の足指の全部を失ったもの
第九級	一 両眼の視力が〇・六以下になったもの 二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの 三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 九 一耳の聴力を全く失ったもの 十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの 十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの 十五 一足の足指の全部の用を廃したもの 十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの 十七 生殖器に著しい障害を残すもの
第十級	一 一眼の視力が〇・一以下になったもの 二 正面視で複視を残すもの 三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの

	六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの 十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 十一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第十一級	一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 七 脊柱^{せき}に変形を残すもの 八 一手の示指、中指又は環指を失ったもの 九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第十二級	一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 三 七齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの 五 鎖骨、胸骨、肋骨^{ろう}、肩胛骨^{けん}又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの 八 長管骨に変形を残すもの 九 一手の小指を失ったもの 十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの

	十一 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの 十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 十三 局部に頑固な神経症状を残すもの 十四 外貌に醜状を残すもの
第十三級	一 一眼の視力が〇・六以下になったもの 二 正面視以外で複視を残すもの 三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 七 一手の手指の用を廃したもの 八 一手の母指の指骨の一部を失ったもの 九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの 十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの
第十四級	一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 二 三齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの 九 局部に神経症状を残すもの

